

答 申 書
(答申第15号)
平成11年7月1日

1 審査会の結論

北海道職員及び公立小・中学校事務職員採用上級試験の試験問題のうち、択一式の問題を非開示としたことは妥当であるが、論文式の問題を非開示としたことは妥当ではない。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

北海道人事委員会（以下「実施機関」という。）は、本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして本件公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(2) 本件公文書について

実施機関は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項本文の規定に基づき、北海道職員及び公立小・中学校事務職員の採用試験（以下「採用試験」という。）を毎年実施しているが、本件公文書は、平成9年度及び同10年度に実施された採用試験のうち、職員の任用の方法及び手続に関する規則（昭和28年北海道人事委員会規則6-0）第13条第1項第1号で定める北海道職員採用上級試験及び同項第4号で定める公立小・中学校事務職員採用上級試験において使用された択一式試験問題（以下「本件択一式試験問題」という。）及び論文式試験問題（以下「本件論文式試験問題」という。）である。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件択一式試験問題及び本件論文式試験問題は、既に実施された採用試験に使用された問題であることから、これらを開示した場合、将来の採用試験の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるか否かについて検討する。

ウ 本件択一式試験問題について

(ア) 択一式試験問題は、採用試験の第一次試験で出題されており、公務員として必要な一般的知識及び知能の判定を目的とした「教養試験」と、一般行政や農業経済などの各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などの判定を目的とした「専門試

験」において、それぞれ五肢択一式で出題されている。

そして、教養試験については、一般の上級試験に係るものと民間企業等職務経験者を対象とした上級試験に係るものの2種類の択一式試験問題が必要であり、専門試験については14の試験区分で17種類と多種にわたる択一式試験問題を準備しており、これらすべての問題を実施機関において作成することは、人的、時間的負担や経費が多大であることから、いずれの試験においても、一部の問題を除き、財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けた問題を使用している。

センターは、人事試験に関する調査研究を総合的に行い、その成果を普及することを目的として、昭和50年に設立された法人であり、その作成した試験問題を使用することは、問題作成事務に係る人的、時間的、経費的負担を少なくするという利点があることから、現在、本道を含む46道府県、政令市などの人事委員会が賛助会員となって、センターから試験問題の提供を受けている。

センターからの問題提供は、センターが定める年度毎の試験問題提供計画に基づいて行われているが、センターとして公開を前提とした問題作成の体制ができていないことなどから、問題を公開すると今後の問題作成に支障をきたすことになるとして、同計画には、提供した問題については試験実施後においても報道機関、出版社等外部に発表しないよう取り扱う旨の条件が付されている。

- (イ) 実施機関は、本件択一式試験問題を開示すると、受験技術に長けた者が合格者を占めることが予測され、平素の学生生活から得た公務員として必要な一般的知識及び知能等を測定するという第1次試験の本来の目的を損なうことになる旨主張する。

確かに、本件択一式試験問題の開示により、受験者が過去問題の反復練習及び出題の予想・対策を行う可能性は考えられるが、仮にそのような対策等が行われたとしても、これをもって直ちに上記試験の目的が損なわれるとまではいえない。

- (ウ) 次に、実施機関は、択一式試験問題は、将来の職務遂行に必要な基本的原理・原則についての理解を問うものであり、限定された範囲の中から出題せざるを得ないものであるため、本件択一式試験問題を開示すると、類似問題の出題を避ける必要性から、より高度のものや、専門的、瑣末的な事項に関する問題を出題せざるを得なくなるという弊害が生じ、さらには出題すべき事項の払底を招くことから、将来の採用試験の公正かつ円滑な実施が著しく困難になる旨主張する。

しかしながら、限定された範囲の中からも工夫すれば試験の目的にかなった問題を作成することはそれほど困難ではないと考えられ、また、現実には、採用試験問題を復元したと思われる問題やそれに類似した問題が問題集となって市販されている中で、毎年択一式試験問題が出題されているという実態を考慮すると、本件択一式試験問題の開示により、実施機関が主張する上記のような弊害が生じ、また、出題すべき事項が払底するとまではいえない。

- (エ) さらに、実施機関は、センターから問題提供を受けている状況の中で、本件択一式試験問題を開示すると、センターとの信頼・協力関係を損ねることになり、今後センターから試験問題の提供を得られなくなり、将来の採用試験の公正かつ円滑な実施が著しく困難になる旨主張する。

確かに、実施機関のいうように、公開しないことを条件として提供されている試

験問題を開示することは、提供先であるセンターとの信頼関係を損ね、今後試験問題が提供されなくなることが十分予想される。

そして、センターから試験問題が提供されない場合は、実施機関がすべての問題を作成しなければならないこととなるが、実施機関の現在の体制ではすべての問題を独自に作成することは困難であると認められ、問題を作成する人員を増やすなどの体制整備を図る必要がある。

しかしながら、問題作成に必要な人員の確保やそれに伴う経費の増大などを勘案すると、早急に体制整備を図ることは困難であると考えられる。

したがって、現段階においては、本件択一式試験問題を開示すると、今後の試験問題の作成に著しい支障が生ずることから、将来の採用試験の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

- (ウ) 以上のとおり、現段階では、本件択一式試験問題は6号情報に該当するものと判断するが、道政に携わる職員がどのような試験によって採用されているかということは、道民の関心事の一つであり、道職員の採用試験に対する道民の理解と信頼を深めるためには、将来的には択一式試験問題についても積極的に公開していくことが望まれる。

したがって、実施機関としては、今後、試験問題の公開に向けた検討を行い、公開に向けた体制の整備などの必要な措置を講ずるべきであると考えられる。

エ 本件論文式試験問題について

- (ア) 論文式試験問題は、北海道職員採用上級試験のうちの民間企業等職務経験者を対象とした試験の第1次試験で出題されており、職務経験に関する課題と一般的課題を各1題ずつ出題している。

なお、択一式試験問題とは異なり、センターからの問題提供はない。

- (イ) 実施機関は、本件論文式試験問題が前述した内容であることから、これを開示することにより、事前に出題傾向を把握し、答案練習を積む受験者が高得点を上げ、成績の上位者を占めることとなり、民間企業等で培われた経験を有する意欲的な人材を確保するという本来の目的を損なうことになる旨主張する。

しかしながら、論文式試験は、論理的な思考力や構成力、表現力などを検証することに主眼があると考えられるから、本件論文式試験問題を開示したとしても、民間企業等で培われた経験を有する意欲的な人材を確保するという試験の目的を損なうことになるとまではいえない。

- (ロ) また、実施機関は、論文式試験問題が民間企業等の幅広い職務の経験者を対象としていることから、問題の範囲が限られるため、本件論文式試験問題を開示すると、類似問題の出題を避ける必要性が生ずることから、適切な問題の作成に支障が生じ、将来の採用試験の公正かつ円滑な実施が著しく困難になる旨主張する。

しかしながら、論文式試験問題の性質からすれば、実施機関において工夫することにより、その時々合った問題を柔軟に作成できると考えられるから、本件論文式試験問題を開示することにより、適切な問題の作成に支障が生じるとまではいえない。

- (ハ) したがって、本件論文式試験問題については、開示したとしても、将来の採用試験の公正かつ円滑な実施が著しく困難になるとはいえず、6号情報の該当性は認め

られないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 2 月 8 日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 3 月 11日 (第10回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成11年 3 月 29日 (審査会第一部会)	○ 実施機関から本件処分理由等を聴取 ○ 審議
平成11年 4 月 26日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 5 月 17日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 6 月 21日 (第13回審査会)	○ 答申案の審議
平成11年 7 月 1 日	○ 答申